（除去土壌等の保管の台帳）

第四十一条　法第三十一条第三項の台帳は、帳簿及び図面をもって作成するものとする。

2　前項の帳簿は、除去土壌等の保管につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、様式第七号のとおりとする。

一　土地の所有者等の氏名又は名称、住所及び連絡先

二　保管を行う者の氏名又は名称、住所及び連絡先

三　保管を行う土地の所在地

四　保管を開始した年月日

五　保管を終了した年月日

六　除去土壌等の種類及び数量

七　保管開始前及び開始後における放射線の量

八　保管終了時点における放射線の量

九　運搬年月日

十　運搬先

十一　運搬を行う者の氏名又は名称

十二　運搬を行う除去土壌等の種類

十三　運搬を行う除去土壌等の数量

3　第一項の図面は、除去土壌等の保管場所を明らかにした図面とする。

4　帳簿の記載事項及び図面に変更があったときは、環境大臣は、速やかにこれを訂正をしなければならない。

5　環境大臣は、法第三十一条第一項の規定による台帳を、当該除去土壌等の保管が終了した日から十年間保存しなければならない。

（汚染状況重点調査地域の指定の公告等）

第四十二条　法第三十二条第四項の規定による公告は、汚染状況重点調査地域を指定した年月日を明らかにし、当該地域の区域を明示して、官報に掲載して行うものとする。

2　法第三十二条第四項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した通知書に汚染状況重点調査地域の区域を表示した図面を添えてするものとする。

一　汚染状況重点調査地域の区域

二　汚染状況重点調査地域を指定した年月日

（汚染状況重点調査地域内の汚染の状況の調査測定方法）

第四十三条　法第三十四条第一項の規定による調査測定は、次に定めるところにより行うものとする。

一　事故由来放射性物質による環境の汚染の状況については、放射線の量によるものとすること。

二　放射線の量の測定は、測定した値が正確に検出される放射線測定器を用いて行うこと。

三　放射線の量の測定は、地表五〇センチメートルから一メートルの高さで行うこと。

四　毎年一回以上定期に放射線測定器の較正を行うこと。

（身分を示す証明書）

第四十四条　法第三十四条第五項の証明書の様式は、様式第四号のとおりとする。

（通知）

第四十五条　法第三十五条第三項の規定により、除染等の措置等を実施することとなった者は、当該除染等の措置等を委託により実施する場合にあっては、委託先の氏名又は名称及び住所その他必要な事項について、合意した国、都道府県、市町村又は法第三十五条第一項第四号の環境省令で定める者に速やかに通知するものとする。

2　前項の規定により通知を受けた者は、その通知の内容について、当該除染等の措置等を実施した土地等に係る除染実施計画を定めた都道府県知事等に対し、通知するものとする。

（除染実施計画において定める事項）

第四十六条　法第三十六条第二項第七号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　除染実施計画において配慮すべき事項

二　その他計画に必要な事項

（除染実施計画の公告の方法）

第四十七条　法第三十六条第五項の規定による公告は、除染実施計画を定めた旨及び当該除染実施計画を公報に掲載することその他所定の手段により行うものとする。

2　法第三十六条第五項の規定による通知は、書面により行うものとする。

（除染実施計画の軽微な変更）

第四十八条　法第三十七条第二項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　対象区域の面積の十パーセント未満の変更

二　実施する区域の面積の十パーセント未満の変更

三　土壌等の除染等の措置の追加と変更のうち軽微なもの

四　法第三十五条第三項の規定に基づく合意により除染等の措置等を実施する者が変更される場合であって軽微なもの

五　着手予定時期及び完了予定時期の変更

（除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置の内容の掲載事項）

第四十九条　法第三十八条第四項の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　土壌等の除染等の措置を実施する土地の所在地

二　土壌等の除染等の措置を実施する者の氏名又は名称及び連絡先

三　土壌等の除染等の措置の実施予定月

四　その他必要な事項

（関係人の意見提出の手続）

第五十条　法第三十八条第五項の意見書の提出は、様式第六号に従い、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二　意見の内容

（報告の方法）

第五十一条　都道府県知事等は、法第三十八条第八項の規定により、法の施行のために必要な限度において、書面により、除染実施計画に基づき除染等の措置等を実施する者に対し、当該除染実施計画の進捗状況について報告を求めることができる。

（除染実施者による届出）

第五十二条　法第三十九条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第九号による届出書を都道府県知事等に提出することにより行うものとする。

一　土地の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二　保管を開始した年月日

三　除去土壌等の種類及び数量

四　保管開始前及び開始後における放射線の量

五　その他必要な事項

2　前項の届出書には、除去土壌等の保管場所を明らかにした図面を添付するものとする。

（除去土壌等の保管の台帳）

第五十三条　法第三十九条第五項の台帳は、帳簿及び図面をもって作成するものとする。

2　前項の帳簿は、除去土壌等の保管につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、様式第十号のとおりとする。

一　土地の所有者等の氏名又は名称、住所及び連絡先

二　保管を行う者の氏名又は名称、住所及び連絡先

三　保管を行う土地の所在地

四　保管を開始した年月日